

【地域の絆】落氷雪事故を「声かけ」で防止！

～関係機関と協働して事故防止に向けた啓発活動を推進します～

留萌開発建設部羽幌道路事務所は、落氷雪事故を未然に防止するため、関係機関と合同で「啓発パトロール」及び「啓発ポスターの製作」を実施し、地域住民・事業者への啓発活動を行います。

羽幌道路事務所では、例年、落氷雪による死傷者が全道的に発生していることを踏まえ、毎年1月に関係機関と合同で、沿道家屋等に対する「啓発パトロール」を実施しています。

本年度は、同取組の実施に加え、住民等の危機意識を醸成させるための「新しい取組」として、「啓発ポスター」を関係機関と共同製作しました。

啓発パトロールの実施 【継続取組】

- | | |
|--------|--|
| 1 実施日 | 令和6年1月25日（木） |
| 2 行程 | 11：00～12：00 苫前町（別添資料①参照）
13：00～16：00 羽幌町及び初山別村（別添資料②参照） |
| 3 実施機関 | 留萌開発建設部羽幌道路事務所、旭川方面羽幌警察署 ※合同パトロール |
| 4 内容 | 一般国道232号沿線に所在する建物を戸別訪問し、管理者等へ啓発チラシ（別添資料③参照）を配布します。 |

啓発ポスターの製作 【新規取組】（別添資料④参照）

- | | |
|--------|--|
| 1 タイトル | 『落氷雪事故にご注意を』 |
| 2 発行元 | 留萌開発建設部羽幌道路事務所、留萌建設管理部羽幌出張所、旭川方面羽幌警察署、羽幌町役場、苫前町役場、初山別村役場 |
| 3 配布施設 | 羽幌町、苫前町及び初山別村に所在する商業施設等 |
| 4 内容 | 関係機関と共同製作した啓発ポスターを上記施設に配布し、同ポスターの「掲示」や「従業員から来店客への声かけ」等による注意喚起を実施します。 |

※取材を希望される報道関係者は、1月24日(水)午後3時までに下記担当者へ御連絡をお願いします。

【問合せ先】 国土交通省 北海道開発局

留萌開発建設部 羽幌道路事務所 電話（代表）0164-62-2195

総務課長 山下 倫充

総務課専門官 岩川 諒介

留萌開発建設部ホームページ <https://www.hkd.mlit.go.jp/rm/>

公式 X（旧 Twitter）アカウント @mlit_hkd_rm



資料①

啓発パトロール行程（苫前町） 11:00～12:00

苫前町

■凡例

■ ～ 経路

■ パトロール経路

一般国道232号

起点：苫前町字旭37-2

（大林寺前）



終点：苫前町字苫前236-2

（羽幌警察署苫前駐在所前）



資料②

啓発パトロール行程（羽幌町・初山別村） 13:00～16:00

羽幌町

■凡例

—— 経路

■パトロール経路

一般国道232号

起点：羽幌町南大通3丁目15
（羽幌郵便局前）



終点：羽幌町南大通1丁目
（羽幌橋手前の交差点）

地理院地図
GSI Maps



初山別村

■凡例

—— 経路

■パトロール経路

一般国道232号

起点：初山別村初山別96-1
（初山別村役場前）



終点：二条橋手前の交差点

地理院地図
GSI Maps



屋根から落ちる雪や氷の事故を防ごう！

毎年、冬になりますと、屋根に積もった雪、氷、つららが落ちて、歩行者がけがをしたり、また、死亡したりすることが、しばしば起こっています。

建物の管理者も損害賠償の責任を問われた例もあります。冬期間の通行を円滑にし、事故をなくすため、特に次のことに注意するようにお願いいたします。

雪止めを付けましょう

- 道路に屋根の雪が落ちるような建物には、雪、氷、つららが落ちて事故が起こらないよう、丈夫な雪の滑り止めなどを付けるようにしてください。
- 雪の滑り止めが付けてあっても、針金などがさび付いたり、古くなったりして強さが足りなくなり、壊れ落ちることもありますので、必ず点検して、悪いところがあれば早めに修繕をしてください。

早めに雪おろしを

- 屋根の雪、氷、つらは、気温が急に上昇し、特に、マイナス3度からプラス3度位になったときが、いちばん落ちやすい状態となっています。
早めに雪、氷、つらを屋根からおろすようにし、おろすときは歩行者や遊んでいる子供などに注意をしてください。また、必ず命綱をつけるとともに複数人で作業してください。
- ビルの壁、窓枠、突出看板等から落ちた雪、氷、つらは、少量でも危険です。付着した雪、氷、つらは、こまめに取り除くようにしてください。
また、落氷雪の除去の際には、歩行者への十分な安全対策を行うようにしてください。
- 雪、氷、つらが落ちる恐れのある軒下などの通行者には、十分注意を促すようにしてください。

雪が落ちたら直ちに処理を

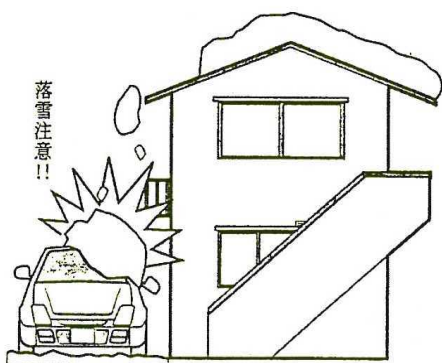
- 屋根から雪、氷、つらが落ちたときは、直ちに事故がないかどうかを確かめるとともに、歩行者の通行の支障とならないよう、すみやかに処理してください。

道路に雪を出さないで

- 屋根から落ちた雪、氷、つららや家屋敷地内の雪を道路に出しますと、歩行者や車の通行に支障となりますので、道路外に運搬し、排雪してください。

歩行者にお願い

- 家屋の軒下の通行はできるだけ避け、通行するときは十分注意してください。
小さいお子さんは、歩道や軒下、道路で遊ばせないようにしてください。



令和6年
留萌開発建設部
留萌建設管理部
旭川方面羽幌警察署
羽幌町・苫前町・初山町



落氷雪事故にご注意を



* 歩行者の方へお願い *



- **家屋の軒下の通行**はできるだけ**避け**、通行するときは十分**注意**してください。
- 小さい**お子さんは、歩道や軒下、道路で遊ばせない**ようにしてください。



* 令和5年度発行 *

留萌開発建設部 羽幌道路事務所
留萌建設管理部 羽幌出張所
旭川方面羽幌警察署
羽幌町役場
苫前町役場
初山別村役場

